

平成27年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月23日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第39号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
日程第2 議案第40号 市道路線の認定について（その1）
日程第3 議案第41号 市道路線の認定について（その2）
日程第4 議案第42号 市道路線の認定について（その3）
日程第5 議案第43号 牛牧小学校増築及び改修（建築）工事請負契約の締結について
日程第6 議案第44号 牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事請負契約の締結について
日程第7 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	森 治 久	2 番	堀 武
3 番	くまがいさちこ	4 番	西 岡 一 成
5 番	若 園 正 博	6 番	庄 田 昭 人
7 番	広 瀬 武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	教 育 長	横 山 博 信
企 画 部 長	森 和 之	総 務 部 長	早 瀬 俊 一

市 民 部 長	伊 藤 弘 美	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘
福 祉 部 長	広 瀬 充 利	都市整備部長	鹿 野 政 和
調 整 監	渡 辺 勇 人	環境水道部長	梶 浦 要
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	大 岩 清 孝	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第39号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第 1、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4 番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

私、二、三点ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

歳入歳出ともに712万8,000円の予算が計上されております。これは、いわゆるマイナンバー制度に係る予算計上でありますけれども、この予算計上に関連して執行部の見解をただしておきたいと思います。

まず1点目であります。

マイナンバー制度は、この10月に、赤ちゃんからお年寄りまで、国内に住民票のある人全てに生涯不変の12桁の個人番号が通知され、来年1月から制度が運用されるようになっております。そこで、まず基本的なことを確認させていただきますけれども、そもそも来年1月段階で、国民一人一人のどんな情報が個人番号に結びつけられるのか、それをまず教えていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） おはようございます。

西岡議員の御質問にお答えをいたします。

来年の1月から社会保障と税の番号制度、マイナンバーがスタートするわけですが、その中で市役所のほうといいますか、全体で取り組んでいくということで、社会保障の関係、税の関係、災害対策ということになります。社会保障の関係では、年金、医療、福祉、労働関係、税の関係では、所得、固定資産税に関するもの、あと災害対策に関しましては、被災者の生活の再建、被災者台帳などの作成ということで災害情報に役立つというのがマイナンバーの目的になるというふうに理解をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○４番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、社会保障、税、災害、その行政の効率化であるとか、もっといえば所得の正確な補正であるとか、あるいはまた生活保護の不正受給をなくすためとか、いろんなことを言われておりますけれども、簡単にだけ申し上げます。それは、６月１日に報じられました日本年金機構の情報漏えい問題であります。それと関連してお聞きをしておきます。

日本年金機構がサイバー攻撃を受け、基礎年金番号、氏名、住所、生年月日、この４つの情報がそれぞれの組み合わせの中で125万件流出をしたというふうに言われております。日本年金機構は、昨年末から実施した個人情報漏えい対策の自己点検では十分な措置を講じているという評価をしていたにもかかわらず、現実的には流出をした。これが事実であります。

これらの情報が悪用されますと、流出した情報を使って住所が勝手に変更される、ねんきん定期便などの郵便物が届かなくなる、そういう可能性が出てくる。あるいは払い込まれる年金が他人にのぞき見されるおそれもある。さらには、もっと言えば消費者金融などで情報が悪用される可能性もあります。現実的に集団で抗議をしに行かなきゃいけないから、ついにはお金が要るからというふうな電話が、この情報が漏えいした直後にも既に高齢者のところにかかったりしているということが報じられておるわけであります。

しかし、この日本年金機構の情報の流出よりも、マイナンバー制度はもっと桁外れの大きな情報流出と実際の被害をもたらすというふうに思うんですね。先ほど森部長は、社会保障、税、災害を柱にちょっとだけ報告をされましたけれども、やっぱり今の日本年金機構の情報流出で基礎年金の番号が漏れたりすることによって、どういう被害が出てくるかというようなことをこのマイナンバーに移しかえればですね。

今、国会は95日、戦後最大の延長を決めました。９月のたしか27日まで、延長国会が行われておりますね。このマイナンバー制度の改正案については、衆議院ではもう可決されております。あと、参議院で審議をするところだったんですね。ところが、理事の懇談会の中で、年金機構の情報流出を受けて、やはり国民の不安も高まっており、今月中にはそれを採決するのは無理だということで先送りをしているのが現状なんですね。要するに、まだ間に合うんですよ。現実的に民主党の枝野さんあたりは、この法案については延期をしようじゃないかというふうなことも今言われております。

これから国会、集団的自衛権等の問題もあって、非常に流動的ですので、どういう状況になるかわかりませんが、一番心配するのはマイナンバーを、先ほど森部長が言われた税や社会保障、防災に関する情報に結びつけるだけじゃないと。それをさらに、さらにさらに拡大

しようと政府はしているということ。その中身は、今の改正法案の内容そのものにもありますけれども、銀行の口座もマイナンバーに結びつけていくと、こういうことを既に衆議院では決めちゃったわけですよ。もっと自民党が検討しておるのは、医療保険ですね。健康保険証の番号、被保険者証、介護保険もそう。さらには、受診歴とか、戸籍とか、旅券とか、運転免許証とか、こういうものにまで拡大をしようとしているんですね。

だから、先ほど申し上げたように、日本年金機構の情報流出の比ではなくなる。だから、その流出の、まずおそれというものについて、ないのか。年金機構は、大丈夫ですと、もう胸をたたいた。その舌の乾かぬうちに情報が漏れちゃった。だから、当然国民としては、マイナンバーに結びつけられている個人の情報が漏れるんじゃないか、漏れたらどうしよう、そういう不安が高まるのは至極もっともな話だと思うんです。ですから、そういうおそれはあるのかなのか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 私ども、管財情報課のほうでネットワークの関係等の仕事を進めていくわけですが、基本的にはマイナンバーに関するネットワークと通常のネットワークとは分離して進めていく予定で今準備を進めています。

といって、今の年金機構についても、今のような事件が発生してしまいましたので、そのあたりの原因等も踏まえまして万全の対策がとれるように進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○４番（西岡一成君） 今の答弁では、分離をしているから心配ないということを答弁されました。

日本年金機構の情報流出についても、やはり基幹部分についてはインターネットにリンクしていなかった。その結果、どうなっているかというと、先ほどの年金番号とか、氏名とか、住所とか、生年月日とか、それは流れたけれども、受給額とかそういうものは流れていないと、こういう報告があるわけなんですね。ですから、今の答弁とリンクをすると、そういうことかなあという思いもありますけれども、しかしながら二十数万件、日本年金機構の情報流出に対して国民から電話があったと。100本用意したけれども、足らなくて1,000本にした。1,000本にしても3割電話がつかげなかったと。それぐらいやっぱり国民の自分たちの老後の年金に対する不安はすごく大きい。収入がもうほかにないわけですから、多くの方が。もうそれを頼りにしなきゃいけないのが、逆に成り済ましですね。先ほど言った銀行口座がもし漏れたら、成り済ましの人が生年月日、住所等わかるわけですから、いっぱい出てきて、年金を誰かに取られてしまうというふうな事例も起こり得るわけです、そのマイナンバーが外に漏れれば。

だから、その点をどうするか、その点の担保がどうなっているか、それを国民にわかるように説明をどうするか。これがないと、私は大変な状況になると思います。いってみれば、まさに安全・安心どころか、今申し上げた成り済ましによって振り込み先の口座が勝手に変えられ、年金が横取りされる。あと、戸籍とか、旅券とか、運転免許証の利用も拡大するわけでありますから、いつどここの国に行ったかもわかる。いつどういう事故を起こしたかもわかる。どういう病気にこれまでかかってきたか、こういうこともわかる。こういう状況というのは一体どういう状況ですか。要するに国民全てのプライバシーが丸裸になって、国家によって監視をされ、国家によって管理されるようになるわけであります。その点をきちっと確認をしておかなければならないと私は考えております。

今、ちょうど国会ではマイナンバー法の改正案が参議院に送られておりますが、日本年金機構の情報流出を踏まえて、先ほど申し上げたように審議は見送られております。ですから、その折を捉えて私がお願いをしたいのは、同法案を廃案とすべく同調できるところをお尋ねして、マイナンバー制度の導入の延期を政府に申し入れていただきたい。法律を決めてから、また今度の改正案にしても、どんどん法律が変わるたびに個人情報の内容が広がっていつているんですよ。こんな法律の通し方というのではないですよ。だから、ぜひちょっと待ったをかけていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの御質問にお答えをいたします。

今回、補正予算に計上しました712万8,000円については、システムの改修費用ということになっています。実は、この27年度の当初予算においても8,524万1,000円、社会保障と税番号制度の推進事業というふうに計上しております。国のほうからも、そういうシステムの構築という流れで来ておりますので、今の議員さんのちょっと待ったではありませんが、とめるということはいささか私のほうでは判断は難しいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 確かに当初予算でも計上されて、さらにその前には国会で法律が通過したという事実を前提に行政事務は流れておるんですよ。それもわかる。ところが、私自身もそうなんですけれども、法律ができた当初に比べて、このマイナンバー制度に対する問題意識が全然違ってきておるんですよ。恐らく今、国民がこの制度に対する関心度はどの程度だと。それは年金機構の情報流出があったがために、恐らく底上げをして関心が高まっていると思うんです。私も、だからその波の中で、現実じゃあマイナンバー制度ってどうなんだろうと一回ちゃんと勉強しないかんじゃないかということで、それぞれ本を取り寄せて勉強をし始めて

みると、これはそう簡単に通してはいかんぞと。

民主党も大変厳しい状況になるんですよ。なぜかという、民主党はマイナンバー制度を衆議院で賛成しておるんです。賛成して、通過しておるんです。その後に、年金機構の125万件の情報流出があった。それを受けて、さてどうするかというところで、先ほどの枝野幹事長の話になっておる。やっぱりこれはちょっとそう簡単に参議院で可決をして、法律として上げちゃだめだと。もう少し時間をかけなきゃだめだ、だからもう少し延期をしなければだめだ、こういう議論になってきておるんですね。だから、それはもう最初に法律が決まったから、もうそれでいいんだということではなくて、やっぱりその後に起こるさまざまな問題、それを踏まえて今後どうあるべきかということについて、もう一回議論を深めていく。

例えば瑞穂市の中で、住民に対して、マイナンバー制度について報告をするような、説明をするような場をどれだけ設けていますか。行政は、上から来たことをその指導に従って、言葉は悪いけれども、写してやるだけです。それが思考停止になるんです。それがいけないと思うんですね。ですから、そういう意味で言っておるんです。

法律が決まったものをひっくり返すのは難しいけれども、問題点が出ているから延期をするように、ちょっと近隣の自治体等々で話し合っただけで声を届けようじゃないかと。これが民主主義じゃないですか。これが地方分権じゃないですか。やはりおかしいことはおかしいということをはっきり言わなきゃ、今の日本の国はそれこそ大変なことになってしまう。そういう危機感から申し上げているところであります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号8番 松野でございます。

議案第39号の平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の10ページでございます。

款9の消防費の防災費の関係ですけれども、これは先般の全協、あるいは会派説明であったんですが、さらっと聞いただけで内容が深くわかりません。防災費の補正前の三千七百何万というのは3月議会で出ておりますので、受信局を5つふやすような感じのお金だと思います。今回、154万9,000円が出てきております。工事請負費ということで、どこかにあるやつを移設するとか、改修するとかという話をちらっと言われただけですので、もう少し詳しく執行部のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

○総務部長（早瀬俊一君） 防災無線につきましては、ここ2年ぐらい少し聞きにくいところ、マスト等がないところにつきましては増設をするということで整備を進めてきました。今年度

につきましては、小学校のエアコン等、そのほか、牛牧小学校、西小ということで大きな事業がありますので、防災無線の増設等につきましてはちょっと見合わせた経緯がございます。

今回、補正予算で上げさせていただいたところは1件、地域の自治会とは話がずうっと進められて、場所を決定しておった場所で設置をしたわけですが、すぐまたその時期に宅地造成等の事業者との調整が1つうまくいかなかった部分がございます、少しトラブったという経緯がございます。そうした中で、ちょっと場所を移設せざるを得ないという状況に来ておるということでの補正でございます。よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 26年度に設置をしたと。自治会長さんと話をして、そこに設置したわけですけども、26年のいつごろに設置をされているのか、まずここを。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 26年度の年末に施工をし始めたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 26年の年末。そうすると12月ごろに設置をされたの。それがちょっと場所をはっきりわかりませんが、場所はどこでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 地域は本田地内でございまして、自治会長さんとはもう9月ぐらいの段階で場所を進めておったわけですが、宅地造成者さんがその少し後ぐらいからまた宅地造成を始められるということで、工事の場所等につきまして、やはりちょっと調子が悪いんじゃないかということになりまして移設をするものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 区長さん、あるいは自治会長さん立ち会いのもと、これは宅地に入っているのか、官地ですか、まず。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） その方のうちに入っておるということはありませんけれども、もう近く、隣接をしておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 土地の所有者のところに入っていないくて、道路とか何かに、そういうところに設置をしようということですね。これが支障になるということですけども、9月に

立ち会ってオーケーをとっていただいて、それが12月に竣工して支障になるということですね。そこら辺をしっかりと把握しながら市も立ち会っていると思うんですけども、そこはしっかり確認してやっておってもなおかつ支障になる。半年たたないうちに改修するんですけども、ちょっと折衝といいますか、そこら辺の交渉がまずいんではないかというふうに思うんですけど、経過報告といいますか、どのような形で設置をそこへするようになったのか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 去年は、この件以外にも、場所が1つの地域で3カ所ほど変わったものがございます。よって、やはり今言われるように折衝の仕方でございますけれども、自治会長さんのみならず、やっぱり地域の自治会の中できちっと話し合いを持ってもらおうということで、きちんと資料を提供して進めていきたいと思っておりますので、今言われるように自治会との交渉等につきまして、もう少し慎重にやるべきだと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） どう言ったらいいですかね。例えば道路に舗装を新しくつくった場合は、通常3年ぐらいはそこでは工事はできませんよと言っておるんですけども、分譲の土地を買われる不動産会社だと思うんですけども、そこら辺から申請が出てきて移設するわけですけども、これは一般の方が例えば防災行政無線、各地域についておる八十何件あると思うんですけども、地域の方が移設をしてほしいといった場合に、これは簡単に移設か何かできるんですかね。今回、分譲者から言ってきてすぐいざけるんですが、どうでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 基本的には、できる限り公園用地とか公共的な広い広場に設置をさせていただいてということで進めてきておりますが、なかなか設置する場所も適当な場所がないという中での事業でございますので、また今後もこれにつきましても、どこに設置するかというのは非常に難航しそうな場所でありますので、十分また協議をして進めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 条例をちょっと見ましたんですけども、瑞穂市防災行政無線通信施設条例があるんですけど、そこら辺の移設とか何かという話は全然ここに出てこないんですね。そういったことに対応する文面も、これからこの条例の中に入れていかないけないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 設置条例につきましては、今現在、設置してある場所を明記してお

りますので、今回また新しい場所にきちんと決定した段階で、きちっと決まった時点でまたその条例等は変更する予定であります。

なお、今言われたような文面につきましてはちょっと一度、再度確認をしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 防災無線が民地、あるいは公共用地といいますか、道路と地先に入っておるわけですが、立っておるわけですが、そういったものの移設をする場合は、この申請者、土地の持ち主、そういった方が出したときは有料になるのか、無料で移設をしてくれるのか。有償・無償の話ですが、そこら辺はどのように考えているんですかね。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） これは、うちの公共的な、いろいろなものでございますけど、昔ですと、民地にお世話してもらってあるやつが幾つかありますので、民地等でお世話になっている分についてはうちのほうで費用を出すということでございますが、よほどのことがなければ、ここの場所で御本人さんの都合であれば御本人さんの費用負担ということになるかと思えます。状況を見ての判断も多少出てこようかと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 電気とか通信のケーブルや電柱は道路に入っておるんですが、移設する場合はお金を払うわけですが、補償費を。民地の場合は、多分使用料ということでお金を払っていると思うんですね、防災無線。払っていないですか、土地の使用料。無償で立てているということですか。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 防災無線については、今のところ民地をお願いしてあるというところは多分ないと思っておりますので、公共用地、私どもの瑞穂市の土地だけだと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 一覧表を見ましたけど、何々番地というところもありますし、番地の地先と書いてあるところがありますね。地先というのは、僕の解釈では公衆用道路、道路にあると思うんですよ、違いますか。番地と書いてあるのは民地でしょう、違うの。

○議長（小川勝範君） 早瀬部長。

○総務部長（早瀬俊一君） それは、多分公園とか学校の一角地ということで番地が書いてある

と思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後になりますけど、防災無線というのは、やはり市民の安心・安全の生活のためにはどうしてもこれが必要ですので、必要箇所にはどんどんつけていただくことでございますけれども、やはり移設をしてほしいとか、ここがやかましいでちょっと道をあけてくれと、こういうところにも配慮をしていただく。それから、条例を一度見直しをしていただくということでお願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

松野君、今……。

○8番（松野藤四郎君） これは、この件です。次です。

○議長（小川勝範君） 2回は当てませんので、1回でまとめて質問してください。今、防災の関係で質問されたでしょう。その関係は終わりと言われましたので、もう質疑は終わりやと思いますので、もう2回目は当てませんので、先ほどこれで質問は終わりと言われたでしょう。議案第39号についての質問でございますので、今の防災の関係とほかに質疑があれば続きですうとやっていただかないと、質疑をとめて再度当てるわけにいきませんので。

○8番（松野藤四郎君） 私は、防災が終わったもので、防災が一応終わって、次に……。

○議長（小川勝範君） いや、質疑は終わりというふうに今言われましたので、特別認めますので、次に質問してください。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 同じ11ページの話ですけど、教育費の中の中学校費と、タブレット端末の借り上げで99万9,000円、1校7台で3校ということで説明を受けました。これでいいですね、まず。タブレット端末を使う理由といいますか、どういった教科に使うのかと。それから、台数が1校7台ということですから、この台数の決め方、それから今後ICT教育を進める中で、この台数を何年の間にどのぐらいにするとか、そういった計画があればひとつ教えてほしいと思います。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） このICT教育を進めるに当たっては、各学校現場、特に中学校においてはタブレットを活用した授業というのが今先行して、私用のタブレットを使って実践ということが行われておりますが、個人の持ち物のタブレットを使うということではいけませんので、各学校に配備をしたいということを考えているということが1つ。それから、各校に7台というのは、おおよそグループで活動しますので、グループ当て1台、それを6台という

ことで、先生用が1台ということで7台になります。

こういった教科という話でございますけれども、これからの実践の中でいろんな教科で使える可能性は広がっていくと思いますが、これまでの実践の中では、例えば家庭科の学習の中でそれぞれの作品をタブレットに撮って、それをタブレットを通じてお互いが見合っとか、そういう実際の具体物を写真として加工しながら、各グループでタブレットを通じて交換をして学習していくというような取り組みもございますし、また体育や何かで具体的な姿とか、いろいろな運動競技のそういう姿の学習とか、具体的な動きがわかりやすくということとか、また作品ですね。いろんな作品をお互いが見合うというあたりで、だからこれについてはタブレットと同時に実物投影機みたいな、それを映す機械とかそういったものも含めて各学校に整備するというような、そういう考えでございます。

今後の見通しということですが、まず中学校の各学校で7台を通じていろいろな可能性を実践していただいて、必要に応じてその台数をふやしていくというふうな方向で考えておりますが、具体的にいついつまでにとということではございません。この実験的な各7台を配置することによって実践をまた検証して、今後については考えていくという、そういうことでございます。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第40号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第2、議案第40号市道路線の認定について（その1）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第41号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第3、議案第41号市道路線の認定について（その2）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第４ 議案第42号について（質疑）

○議長（小川勝範君） 日程第４、議案第42号市道路線の認定について（その３）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○６番（庄田昭人君） 議席番号６番 庄田昭人です。

議案第42号市道路線の認定について（その３）ということで、お伺いをさせていただきます。

まずそもそもこの議案、市道路線ではありますが、今ありました40号、41号、42号と３つありますが、（その３）と。そもそも、この６月議会においてこの議案と上がったということ、もう一度確認をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） それでは、庄田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、市道路線認定については３種類、（その１）（その２）（その３）ということで分けてございます。これは、平成26年12月25日に作成いたしました瑞穂市市道の認定に関する基準という中で、第３条には認定基準を６つ定めております。この認定基準のそれぞれ６つの中から、今回、道路認定する事由に応じて３種類に分けたものでございます。

議案でいいます第40号の（その１）につきましては、これは開発許可に伴います管理引き継ぎというものが１路線でございます。（その２）につきましては、資料にございますように、宝江地内キッコーマンの南側で新たに橋を平成26年10月にかけたわけなんです、その両側に側道をつけたもので、これは認定基準からいたしますと第３条の第４号に当たる市の道路計画によるというものでございます。最後に（その３）の道路認定につきましては、認定基準の第３条第５号にございます道路法の適用を受けずにかつ現に道路の用に供されている土地であって、市の道路計画により整備する道路との接道のため、市が特に認定する必要が認める道路というところで、今回２路線を上げさせていただいております。

以上のように、新しく平成26年12月につくりました認定基準の事由に応じて、今回は３種類に分けて提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） この道路認定については、3月議会において否決をされたもの。その理由としましては、前回もこの部分については確認をさせていただきましたが、瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱、平成26年2月7日に告示されたものでございます。

ということで、それまでやっていたものが一転、二転したものであり、今までのものではだめだということを前堀市長は言われました。この統一された基準としてつくらなければならなかったのが、堀市長の説明によると、職員が女性職員であろうが、新人職員であろうが、統一した基準、瑞穂市内の市街地において調整区域、また農業振興地域、または農振白地、どこの宅地開発がされても瑞穂市が統一基準、どこでやっても誰が説明してもいい統一基準をつくらないと他の市町がそれができておるのですから、その統一基準をつくるようにと指示されたものが二転して、今回出された3月議会において、それが市の執行部のほうが説明がなされずに、しっかりとした説明がその基準と合わずに、今回、再提出されたものというふうにあります、今回のその流れでよかったのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員の御指摘にあります3月に否決されたものというのは、今回、提出させていただいた議案については、41号の（その2）、それから42号の（その3）という、この2つが1つの議案として上げさせていただきました。適用する基準を第3条第4号の市の道路計画というこの理由でもって、（その3）にあります2路線についても提案をさせていただきました。

産業建設委員会の中でも詳細を説明させていただきましたが、委員会の中では、この提案理由が当てはめる基準が違いうだろうという中で、第4号ではなくて第5号に該当するだろうという御判断をそのときにいただいたところでございます。それにつきましては、市も、42号にあります（その3）については基準の第3条第4号の市の道路計画ではなくて、現況道路になっております。現況が道路になっていて道路法の適用を受けていない道路であるということで、花塚につきましては道路認定されていな市の土地だと。もう1つ重里につきましては、もともとある赤道だということで、その事由が違いうということで否決されたというふうで我々は判断しておりますので、今回は改めて適切な理由のもとに提案をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 今の説明の中で当てはまる理由、これがしっかりと執行部として把握されたといったところでよかったでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） はい。そのとおり新しく26年12月につくりました市の市道の認定に関する基準に正確に当てはめて、今回の提案をさせてもらったところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） わかりました。ありがとうございます。

その部分について私は、42号のところも今説明の中にありましたが、この3-1147号について、この部分について詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ちょっとお手元に今、皆さん、資料がないので、産業建設委員会の中で3月には少しお話をさせていただきましたが、改めて詳細を説明させていただきます。

今回、提案しております3-1147号線という道路は、別府字花塚一ノ町というところにある今の現在は市が所有する1.8メートルの土地ということで、ここには東側におおむね4人の方の所有権があるというものでございます。

資料を見ていただきますと、北側から家が3軒建っているのが見えます。それから、一番南に家が建っていない更地の土地がございまして、これは、昭和42年に穂積町が所有していた土地をその後、昭和47年から51年にその4人の方へ穂積町から土地を売買していたというような経緯でございまして、昔の古い話なので、いろいろ聞きまして、その当時の古いことを知っておられる方にですね。その辺から推測しますと、ちょうど旭化成が39年に工場誘致ということで瑞穂市のほうの議会に上がって、昭和44年に旭化成の穂積工場が操業し出したというところで、ちょうどその間の時期の土地ということで、恐らく旭化成を誘致するための土地の代替地を穂積町が持っていたのだらうというふうに推測されるわけなんですけど、これにつきましてその後、先ほど言いましたように47年から順次4人の方に売買していたというような土地になっております。

一番北の方につきましては、当然北側の道路に接続していますので、家が建てられておりますし、2軒目の方は、1軒目の方と2軒目の方で土地を交換するような格好で、いってみれば旗ざおで、2軒目は北側の道路に2メートル接続するような建て方をされております。3軒目につきましては、過去の建築の履歴から調べてみましたら、建築基準法の43条ただし書きで建てているよというようなところで、次の4軒目を実際に土地利用する、家を建てるというような状況になりまして、ここについては1.8メートルという市の土地の接続だけでは建てられないというような状況の中で、平成24年、25年あたりから一番奥の方の土地は穂積町から分けてもらったんですけど、土地利用ができない、家が建てられないよというような窓口へ相談に来られたという中から、今この道路を認定して、西側の方に拡幅の御協力をいただいて道路を拡

幅して、一番奥の方も建てられるようにしようというような状況で、今回まず道路認定をしていただいた上で、次の道路拡幅に行きたいというふうで今考えておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 昭和42年の穂積町のころに起きた物件、そのころにおいては土地売買について、今現在、道路拡幅をして奥の人を救済するといったことについては、市税が投入される。これは個人の物件であり、この部分についてはどのようなお考えで道路認定、また道路拡幅をするのか、お考えをお聞かせください。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど言いましたように、一番奥の方から24年、25年にこの土地の利用について御相談があったわけなんですけど、昭和42年を起因して、瑞穂市の旧穂積町の原因者として責任があるのかなのかというところから話が始まるんですけど、そこについては実際に市の顧問弁護士にも相談いたしまして、実際にはそこにかかわるいわゆる損害賠償というようなものは3年の時効だろうというようなお話も伺っています。であれば、相手に対して時効ですよと言って、我々は責任を逃れるということももちろんできると思いますし、市民からすると、やはり穂積町から分けてもらったという土地の中で何とか建てられるような土地の利用というのはできないかというところで、その4軒の方、それから西側の農地の方が御協力いただけるということで道路を拡幅してもいいよということでありましたので、我々としても市民とのそういう争いにつながらないように、それを防ぐという意味でもうちのほうが今、道路計画、道路拡幅はしたいというふうで考えておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 42年のことで3年の時効があるか、かなり古い話で責任があるのではないか、市民との争いを避けるべきではないかということでありました。

それで、今回は道路認定をし、拡幅をするという4人の所有者のためにということは、今後、このような事案がさらに発生するのではないかなあというふうに私は考えますが、その部分において責任をとるのであれば、道路認定として、以前、問題となった窓口業務で問い合わせがあったときに、通り抜けができない形状のみで、その部分について道路認定がされなかった本田校区の部分においては、市道に寄附をしたいという意思があった業者が市の職員によって、判断ミスによって寄附採納ができないといった責任があるとすれば、今回の昭和42年の責任をとるのであれば、前回、説明をしていただいたときには、その時点で御迷惑をかけたということで速やかに進んでいない状況であることとすればしっかりと本人に確認をする。今の状況では、地権者の方に説明を申し上げ、市は寄附を受けてもいいですよという話をして手続に入る

ところでございますとして、奥田前副市長は答えております。

また、さらにこのことにつきましては、書類のほうは、私のほうには説明がしたいがということで簡単には説明ができないが、お答えをしたいということでありましたが、そのことについてのお答えは出ておりません。なので、本田校区の都市計画内における行きどまり道路、このことについてはその形状のみで瑕疵をした。市の行政として瑕疵があったというふうに説明をしている物件は、さらに3年の時効がある昭和42年の物件ではなくて、昭和25年の物件も救済するべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、御指摘の物件というのは、本田御野立にあります開発業者が開発して、そこに開発道路をつくった物件のことだと思います。

その当時、委員会等で新しい基準をつくったので、これに則して今後は市道の認定をしたいという発言があった中で、ちょうど十七条の件につきましても、同様に一旦は告示もされていない基準のもとで断ったというところを、本来はそれは正式な文書ではなかったというところで26年12月に新たにつくったんですけど、それは全く実は同じ時期に御野立についても十七条と同じ時期に同じような物件があったので、それにつきましてはうちのほうから正式な基準のもとにそれを断ったわけではないですが、その当時は開発業者と都市計画法の32条協議で申請者管理ということで協議は終わっているという書類上の手続でございますけど、庄田議員が言われますのは、その前段でそういうことを断っているんじゃないかと言われるかもしれませんが、たまたま十七条と同じ時期にあった本田の御野立の物件については、相手側に、開発業者側に、これについては市道として管理引き継ぎをできるというようなところで、相手に手続をしていただければ市のほうでいただきますと、管理引き継ぎをいたしますというようなところで今、手続を進めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） それでは、手続上、地権者に対して説明をしているということで、今のところ進んでいるという状況であるということによろしいのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） はい。開発業者への説明をして、そういう手続をとれる方法を御説明させていただきました。

ただし、今言われるように、沿線の地権者の方に市が説明に上がって、こういう手続で市道のほうに管理引き継ぎができますというところにつきましては、直接は行っておりませんので、開発業者にうちのほうはお話をしたという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） では、3月のときの奥田副市長の発言は、今の状況では地権者の方に御説明を申し上げて、市は寄附を受けてもよいですよという話にして手続に入っておりますという事は、市の地権者の方には説明はいまだされていないということでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 確認を実際しておりませんので、私の認識としては開発業者のみにその話をしているというふうに受け取っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） それでは、開発業者の方のみということで確認をさせていただきましたが、今回の3-1147号とその整合性、買ってまで土地を道路認定して、さらに広げる、拡幅するといった整合性については、こちらは地権者にも聞いていない、業者だけだ。こちらは24年、25年に道路をどうかしてほしいというお話の中で、受け取るといった話の古い話と近い話との整合性はいかに考えるのか、お伺いをします。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどからありますように、本田御野立の開発道路につきましては、開発の申請があった3月に協議をして、該当する開発道路につきましては申請者管理というところで協議が終わって、実は開発区域の東側に縦に道路を拡幅する分もありまして、それについてはうちの市道にさらに拡幅して6メートルになる道路でございましたので、それが6月に管理引き継ぎという手続が出ていたわけなんですけど、それとあわせて開発の図面を見たときに同じような東西に開発された道路があるというところで、これも6月に同じような時期にあったのでということで、市として認定してもいいのではないかとということで開発業者へアプローチをしていったわけなんでございますが、これにつきましては相手方の、これを寄附するかしないかということの意思でございますので、3-1147号線とはちょっと質が違うものというふうで判断しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 質は違うと言われましたが、このもともとの十七条に関しては、もともとの手持ち基準というものがあって開発業者と話が行われ、業者の管理引き継ぎというふうにされたのではないのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今の御質問は本田御野立の件だと思いますので、これにつきましては、都市計画法の32条協議の中では申請者管理という証拠が残っているだけで、それ以前

に根拠のない基準に基づいて指導したというところは実際、証拠としては残っておりませんので、今のところ、これは申請者管理という中で同じ時期にあったものを、開発業者へ市も管理引き継ぎできるような今の新しい認定基準によるとできるのでということでお声かけをさせていただいておるといふようなところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 今回の3-1147と、これは市民のため、公平のため、しっかりとした協議をなされなければ土地を買ってまでということの責任、これは整合性がとれているのかという確認でありますので、この議案に対して質問をさせていただいております。

この瑞穂市の土地の未利用地において、さらにまだまだこのような物件があることを私は確認しております部分については、穂積地区内における庄屋敷の物件においても、市の管理しなければならない物件でありながら、かなりそのままにほかりっ放しというのか、未利用地といった状態の中で市民が使用されている中で、今回、議会内における土地財産調査特別委員会において確認をさせていただいておりますが、この部分についても、長年市民の方にも御迷惑をかけながら、現在、ここの部分は瑞穂市の土地だからという交渉をしているような土地にもしっかりとした判断をしなければ、この物件と整合性がとれなくなってしまうのではないのでしょうか。

○議長（小川勝範君） 鹿野部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 土地財産調査特別委員会の中でも、多くの未利用地があるというのは承知しておるわけなんです、御指摘でありますように、庄屋敷の旧穂積町の町営住宅があったところの御質問だと思います。それにつきましては管財情報課、普通財産を要は管理しているところと、うちの都市整備部のほう、道路をつくる側とですね。それは協議を十分して、その土地を処分するためにも単に処分するんじゃなくて、やはり必要な道路はちゃんとうちの計画に基づいて道路をつくった上で、その土地の利用、あるいは処分というような方向で、それは総務部と都市整備部のほうで十分協議をして整合性をとるようにしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） きちっと整合性をとって、この物件とあの物件が整合性がとれないようなことであれば、市民に対して説明がつかないような議案、またそれを通したということになると、それではいけないというふうに感じております。

まだまだ瑞穂市の中においても、裁判を起こされている土地があります。それは古い物件がありますが、裁判を起こしても、その部分について所有者、瑞穂市と、また本人との管理における部分において、裁判を起こされたといって市民の方もこのことについては納得ができない

土地がありますが、その物件についてもしっかりと市民に適切な説明をして、瑞穂市のこういう状況により瑞穂市の土地なんだということを適切にお話ができるように進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号から議案第42号までについて（委員会付託）

○議長（小川勝範君） 議案第39号から議案第42号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第43号及び日程第6 議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第43号牛牧小学校増築及び改修（建築）工事請負契約の締結について及び日程第6、議案第44号牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これら2議案については、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、ただいまの2件の追加提案につきまして御説明させていただきます。

まず、議案第43号牛牧小学校増築及び改修（建築）工事請負契約の締結についてであります。

牛牧小学校増築及び改修（建築）工事に当たり、一般競争入札を実施したところ、岐建株式会社花落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第44号牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事請負契約の締結についてであります。

牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社不二産業が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議

を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前11時01分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案第43号、44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております議案第43号、第44号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第43号牛牧小学校増築及び改修（建築）工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

後の43-2、43-3、43-4、44という資料に関連することがありますので、その点についてちょっと確認をしておきたいと思います。

といいますのは、入札の結果なんですけれども、どこに注目したかといいますと落札率の問題もあるんですが、設計金額と予定価格との差ですね。つまり歩切りです。この歩切りは、過去に数年度分にわたって調査をした資料がうちにあるんですけれども、今、手元にありませんので、間違っている記憶かもしれませんので、ちょっと確認をさせていただきたいんです。

これを見てみると、本当に0.06とか、計算機もなかったもんですから、正確かどうかちょっとわかりませんが、あとは0.25とか、要するに歩切りの率が非常に少ないんじゃないかということに目が行ったんです。その認識が間違っておれば、間違っておるということで言っていたきたい。以前は、もう少し2桁に近いような歩切りがあったんじゃないか。だから、その点も執行部のほうが正確ですので、ぜひ今この場で総括質疑をやりますので、教えていただければと思います。今までの歩切り率はどうだったのか。

歩切りをやっているときも、本当いうと、国交省は歩切りはやるなと、設計金額でやりなさいと。設計金額であれば、みんなそれぞれコンピューターをはじけばちゃんと物価の表で縛ら

れているわけだし、全部ほとんどの差がなしに、みんなそれが出ますよと。だから、それから何%歩切るかということをやっていたんだけど、それをやるなという話も出ていたんですけれども、そこら辺ちょっとどうなっているか、事実関係だけちょっと教えてください。

○議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、西岡議員さんから御質問がありましたように、国のほうの指導というのはきちんとした適正な設計をなさいと。そして、予定価格というものは設計金額ですよということで指導を受けております。

それで私どもも、できる限りきちんとした品質を確保し、人件費等も含めてきちんとした工事をやっていただくという観点から、きちんとした設計をやっていただくということをお願いしておりますし、また予定価格につきましても、基本的には今言われたように歩切りというものではなくす方向で今回も進めてきております。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決は、起立採決とあわせて採決システムを使用しております。お手元の賛成・反対のボタンを必ず押して採決に従ってください。

これから議案第43号を採決いたします。

議案第43号牛牧小学校増築及び改修（建築）工事請負契約の締結について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は原案どおり可決されました。

これより、議案第44号牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

議案第44号牛牧小学校増築及び改修（機械設備）工事請負契約の締結について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第7 請願第1号について

○議長（小川勝範君） 日程第7、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

本日までに受理いたしました請願は1件です。会議規則第142条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（小川勝範君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をします。

散会 午前11時09分

